

「平成29年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成29年5月12日（金） 10:00～11:00

II 場 所 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

「ドラッグストアモリ京町店」の新設届出に対する本市の意見案について

「ドラッグコスモス大江店」の新設届出に対する本市の意見案について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

(ア)「ドラッグストアモリ京町店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下5点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
 - (3) 樹木の植栽を含む緑化については、防音・防風・防塵及び景観形成などについても有効性があると考えられるため、開店後においても樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
 - (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店

に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

- (5) その他の小売業者が決まり次第、大規模小売店舗立地法第6条第1項の届出を提出すること。

〔質 疑〕

- 敷地内の緑化計画について、届出書には緑化面積が未定となっているが、最終的には何㎡になったのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
→ 設置者と環境共生課と協議の上、緑化目標値(254.76㎡)を上回る273.78㎡となっている。(事務局)

- 敷地内の緑化計画については芝を予定されているかと思いますが、町並みの景観の観点からは、例えば道路沿いに樹木があるほうが望ましいと思うが、駐車場の面積を減らして、樹木の植栽を行うことは出来ないのか？(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
→ 駐車場と歩道の間には樹木を設置することに関しては、交通上見通しがよい方が望ましい。低木であっても幼児などが隠れる恐れがあるため乗入口周辺の見通しは確保する必要がある。(熊本県警察本部交通規制課)

- 緑化面積については、環境共生課の指導によって面積については満たしているが内容としては、現状は芝のため、樹木の植栽を行うように引き続き指導を行ってほしい。また、景観や防塵・防風のため交通安全に差し障りの無い範囲にて表側(道路側)で樹木を含めた緑化を行ってほしい。緑化の条例にて樹木の植栽に努めるように記載があったのではないか。(内野委員：熊本大学名誉教授)
→ 条例においては、緑化において協議を行わなければならない点については記載があるが、樹木を押し進めるという表現はされておらず、これまでの学識経験者の方々の意見をもとに設置者に対し、出来る限り樹木での緑化をお願いしているところである。(環境共生課)

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

ただし、留意事項として意見案に記載の内容に加えて、意見案(3)に、「交通安全を考慮した上での樹木の緑化活動に努める旨」を付け加えて設置者へ通知する。

(イ)「ドラッグコスモス大江店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
 - (3) 樹木の植栽を含む緑化については、防音・防風・防塵及び景観形成などについても有効性があると考えられるため、開店後においても樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
 - (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

- 先ほどと同じく植栽の件ですが、街の景観としては 今日明日の問題ではないが行政の方で長期的な視点で樹木を含めた植栽を進めるような制度が必要ではないか。(荒井委員：熊本学園大学教授)

大店立地法の協議会ではなく、上位の熊本市環境総合計画などで位置づけた上で落としこんで行き、長期的な視点をもって指導を行っていく必要があるのではないか。(荒井委員：熊本学園大学教授)
- 大店立地法の協議会の中で留意事項として設置者に通知し続ける事も必要であるが、市の上位の計画に位置づけた上で指導を行ったほうが有効であるというご意見と理解致しました。(会長)
- 駐輪場の配置について、2箇所に分かれているが店舗入り口近くにまとめる事はできないのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 敷地北西側に歩行者・自転車専用出入口を設置しており、出入口の近くであれば敷地に入ってすぐに置け、店舗までは歩行者用通路を通ってもらうという考えである。店舗入り口近くにまとめる事に関しては、設置者より私どもに相談がある時には店舗の配置が既に決まっている状態で、制約が多い中で駐輪場等の配置を決めていくため、こちらの思う通りにいかない部分もある。(熊本県警察本部交通規制課)

〔総括〕

本件について、市の意見はなし。

駐輪場の配置については、設置者と熊本県警察本部交通規制課との間で協議の上、決定したものであるため、特に意見等を行わない。

ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

〔その他〕

- 大店立地法届出に対する本市の意見通知後のフォロー体制について以下のとおり文書を配布。（事務局）
 - ◆ 意見通知後、「留意事項」として付記した事項についてフォローを行う。
 - ◆ 具体的には、開業1ヵ月後を目安に現地確認を行い、開店後の状況確認及び留意事項に対する対応状況を確認する。（現地確認のみでは確認できない事項については、設置者よりヒアリングを実施）
 - ◆ 確認後、直近に開催する協議会にて報告する。
 - ◆ 対応不十分なものについては引き続き留意事項の内容を充足するよう設置者へ求めていく。
 - ◆ 平成29年度案件（今回のドラッグストアモリ京町店、ドラッグコスモス大江店）から実施していく。